

# 佐伯創生推進総合対策事業地域活力向上枠補助金事業説明書

最終更新日 平成30年4月13日

## 1 補助対象事業

佐伯創生推進総合対策事業地域活力向上枠補助金交付要綱(以下「要綱」といいます。)第2条に定める目的を達成するためのソフト事業が対象となります。事業効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業や特定の宗教活動又は政治活動を目的とした事業は補助対象事業として認められません。

この補助金を受けようとする年度と同じ年度に、佐伯市の実施する他の事業によって補助金や交付金等を受けている又は受けようとする場合は、当該事業の補助対象となりません(要綱第2条第2項第3号)。

## 2 補助対象経費

要綱第3条に定める補助対象経費とは、事業を実施するために必要とする経費のことです。具体的には次のものとします。

### 報償費

講演、講習、研究会等の講師への謝礼金等。原則、補助対象団体の構成員である者が講師を行う場合は認められませんが、講演、講習、研修会等の内容が、その者の生業であると市が認める場合はこの限りではありません。

### 旅費

講師の費用弁償(講師の交通費)、視察研修の宿泊費(宿泊に付随する朝食費は含む。)など

### 需用費

消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費など

### 役務費

広告費、郵便や運搬の通信運搬費、イベント時の保険料など

### 委託料

実施事業の内、専門性が高く、団体自らが行う事の出来ない事務、事業、調査、研究等への委託料。

※ただし、事業費のすべてが委託料となるような事業は認められません。

### 使用料及び賃借料

土地・建物・会場の使用料、備品・機械類の借上げなど

### 原材料費

補助対象団体自らが加工を行い、事業実施のために無償で提供する物の原材料費や資材の購入費など。特に事業に必要と認める場合に限ります。

### 備品購入費

機械器具、衣服等のうち、一式が1万円以上のもの。特に事業に必要と認める場合に限ります。

### 【認められない経費】

「交際費に相当する経費」(要綱第3条第2項第2号)とは、具体的には弁当代や飲

み物代等の食糧費、視察時のお土産代、弔慰金、餞別、見舞金、イベント開催時の景品代等をいいます。

### 3 補助対象団体（事業主体）

佐伯市内で活動を行う任意団体、たとえば地域づくり団体、農林漁業のグループ、同好会、研究グループ、自治体、ボランティアグループ等です。法人又は個人は補助対象団体になることが出来ません。

団体構成員の人数は、補助対象事業を行うに当たり、団体として公正な意思決定や活動を行うための最低限必要な人数として5名以上と定めています。

### 4 補助回数

同一事業への補助金の交付は、通算して3回までとします（要綱第6条）。

事業の応募、審査、採択は年度毎に行います。したがって初年度に採択された事業であっても翌年度以降の分まで採択が確約されたものではなく、年度ごとに応募からの手続きが必要となります。

平成29年度で事業終了した「佐伯市活性化チャレンジ事業」によって実施した事業を当補助金事業で発展・継続して行うことは認めます。なお、この場合は活性化チャレンジ事業による実施回数は3回までの実施回数に通算されません。

### 5 補助金の額

補助対象経費の5分の4以内とします。したがって、補助対象事業費の5分の1以上を補助対象団体で負担することが補助事業の条件となります。なお補助金額は1年度 50万円を限度とします。

### 6 応募

市の定める期限内に①『地域活力向上枠補助金事業計画書』、②『構成員名簿』、③『収支予算書』を提出してください。書類審査の上、公開プレゼンテーションによる事業審査を開催します。（※開催期日は後日、市から申請者にお知らせします。）なお、応募は1団体につき1会計年度中に1事業のみとします。

### 7 審査及び事業採択

持ち時間10分程度の公開プレゼンテーションにより事業説明をしていただきます。この審査の選考結果を受けて、市長が採択か不採択かを決定し、後日文書による通知をします。

### 8 事業採択決定後の申請手続き

採択された事業は、要綱と佐伯市補助金等交付規則に基づき、補助金の交付申請手続等行っていただきます。

事業が完了した後は、完了した日から30日を経過した日又は事業を行った年度末日のいずれか早い日までに実績報告を行っていただきます。